

重要なポイント

- ✓ 保育園の入学手続きには所定の予防接種を受けていることを示す ACIR 予防接種履歴明細表か、予防接種履歴フォーム (キャッチアップ接種のスケジュールが決まっているお子さん用)が必要です。
- ✓ 医師の発行した医学上の理由によるメディケア予防接種除外フォームか良心的拒否による予防接種除外フォームがある場合には、これを提出することもできます。
- ✓ 予防接種は遅れずに受けると最大の効果が得られます。
- ✓ 予防接種を遅らせると、お子さんが感染症にかかったり、重い病気になったりするリスクが高くなります。
- ✓ 鼻水や軽い風邪など、お子さんの調子が少し悪いときに予防接種を受けても安全です。
- ✓ 社会の多くの方が予防接種を受けると、予防接種を受けていない人も守られるだけでなく、ワクチンで予防できる重度の感染症をより効果的に抑制できるようになります。
- ✓ 「Save the Date to Vaccinate」という携帯用無料アプリをダウンロードし、お子さん一人ひとりの予防接種スケジュールを作りましょう。このアプリにはお子さんが遅れずに予防接種を受けられるようにリマインダーがついています。
このアプリをダウンロードするには **Save the Date to Vaccinate** キャンペーンウェブサイト (www.immunisation.health.nsw.gov.au) に行き、**iPhone** か **Android** をクリックして **iTunes** か **Google Play** でご利用ください。

より詳しい情報は

ACIRウェブサイト

www.humanservices.gov.au/customer/services/medicare/australian-childhood-immunisation-register

NSW州保健省ウェブサイト

www.health.nsw.gov.au/immunisation

NSW州保健省

「Save the Date to Vaccinate」 キャンペーンウェブサイト

www.immunisation.health.nsw.gov.au

オーストラリア政府保健・高齢化省 オーストラリア予防接種プログラム

www.immunise.health.gov.au



保育園入園 と予防接種

保護者の方への 情報



保育園に入る前に予防接種を

保育園に入る前にお子さんに所定のすべての予防接種を受けさせることは、病気を予防する上で大切です。予防接種が遅れますと、お子さんが重度の病気にかかるリスクが高くなります。

保育園入園手続きと法的要件

2010年NSW州公衆衛生法に基づいて、保護者にはオーストラリア児童予防接種登録局 (ACIR) の予防接種歴明細表 (Immunisation History Statement - 所定の予防接種を受けていることを示すもの) か予防接種歴フォームIMMU13 (Immunisation History Form - キャッチアップ接種のスケジュールを示すもの)、または予防接種除外フォームのいずれかの提出が義務付けられています。この情報はワクチンで予防できる病気が発生した場合に、予防接種を受けていない幼児を把握して保育園に入れないようにするために使われます。

この適切な書類をおもちゃでない方はお子さんを保育園へ入園させることができません。

予防接種除外フォーム

医学上の理由または保護者の良心的拒否という理由でお子さんが予防接種を受けていない場合には、医師か予防接種専門看護師が記入した下記のいずれかのフォームを入園手続きの際に提出すれば、保育園に入園できます。

- 予防接種除外
医学的除外フォーム
(Medical Contraindication Form - IMMU11)
- 予防接種除外
良心的拒否フォーム
(Conscientious Objection Form - IMMU12).

ACIR予防接種歴明細表

お子さんが18か月と3½-4歳で所定の予防接種をすべて受けられずと、保護者に予防接種歴明細表が郵送されます。この明細表はいつでも次のいずれかの方法で入手が可能です。

- 1800 653 809 のオーストラリア児童予防接種登録局に電話をする
- www.medicareaustralia.gov.au/online のメディケアのオンラインサービスを利用する
- acir@medicareaustralia.gov.au にメールで明細表を依頼する
- 最寄りの福祉省サービスセンターや、メディケアかセンターリンクのオフィスに行く

所定の年齢で決められた予防接種を受けているお子さん

保育園に入園されるお子さんの中には、幼児向け予防接種をすべて受けられる年齢に達していないお子さんもいます。所定の年齢で決められた予防接種をすべて受けているお子さんのACIR 予防接種歴明細表には、その左上に「up to date」という言葉が記載されています。また次の予防接種とその期限についても、この明細表の下の部分に書かれています。

決められた予防接種をすべて受けている年長のお子さんの場合には、予防接種歴明細表の下の方にある紫色のセクションに「This child has received all vaccines required by 5 years of age」(この児童は5歳までに義務付けられている予防接種をすべて受けています) と記載されています。

海外で予防接種を受けたお子さん

海外の予防接種スケジュールはオーストラリアのそれと異なることがありますので、医師か看護師がお子さんの受けた予防接種を確認し、この情報をACIR に送る必要があります。その手続きが完了しますと、ACIRによってACIR予防接種歴明細表が保護者に発行されます。

予防接種歴明細表に誤りがある場合

受けた予防接種が明細表に記載されていない場合には、予防接種をした医師か看護師に連絡し、その記録がACIRに送られたかどうか確認してください。ACIRは医師か看護師からこの新しい情報を受け取って初めて、保護者に予防接種歴明細表を再発行することができます。

所定の年齢で必要な予防接種を受けていないと予防接種歴明細表に書かれている場合

予防接種が遅れているお子さんでも、キャッチアップ接種のプラン開始後なら保育園に入園することができます。このためには医師か看護師が予防接種歴フォームに必要事項を記入し、これをACIRに送付するとともにそのコピーを保護者にわたす必要があります。

ワクチンで予防できる病気が集団発生した場合

感染症の集団発生中は予防接種を受けていないお子さんは家にいなければならない場合があります。これはお子さんが感染症にかからないようにするためですが、感染症が地域社会へ広がることを防ぐためでもあります。

新しい予防接種歴明細表

予防接種を受けるたびに、新しい予防接種歴明細表を保育園の園長に提出し、保育園の予防接種記録簿に入れてもらうようにしましょう。明細表はメディケアのオンラインサービスウェブサイトから直接印刷できるようになっています。

ファミリータックスベネフィット・パートA

ファミリータックスベネフィット・パートA (Family Tax Benefit Part A) の支給を受けるためには、お子さんが1, 2, 5歳になられる年に所定の予防接種を受けていることがACIRに記録されていなければなりません。ただし予防接種除外フォームを提出した場合には、支給資格があると認められる場合もあります。

